

●香川県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービ スの種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成20年 11月1日	クスリのユタカ田伏 薬局 木田郡三木町鹿伏 327-1	クスリのユタカ田伏 薬局 木田郡三木町鹿伏 208番地3	有限会社 寿伍産業 木田郡三木町鹿伏208番地 3	居宅療養管 理指導 介護予防居 宅療養管理 指導
平成20年 11月25日	大学薬局 むろまち 坂出市室町2丁目7 番15号	大学薬局 むろまち 坂出市室町3丁目6 -28	有限会社 大学薬局 坂出市室町2丁目7番15 号	居宅療養管 理指導 介護予防居 宅療養管理 指導